

33—00 P U D T

口頭審理方式

1. 口頭審理方式とその長所

審判の審理の方式については、書面審理のほか、口頭審理によることもできるとされており、特に無効審判については、口頭審理が原則とされている（[特 § 145](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56](#)）。

口頭審理は、書面では、十分に言い尽くせない当事者の主張を、審判長の審尋によって引き出すことにより、合議体が争点を正確に把握することに役立つものであり、また、当事者の説明を受けることで、技術内容の正確な把握にも役立つものである。

そして、口頭での主張が十分にできることから、2回目の答弁書や弁駁書等の提出をする必要がなくなり、結果的には、書面審理よりも早く審理できるという一面がある。

さらに、積極的な審理指揮が行われることにより、当事者は必要な争点についてのみ主張すればよいので、争点以外についての主張立証を省略できるという面もある。

2. 民事訴訟における口頭弁論との違い

特許庁の口頭審理は、民事訴訟における口頭弁論と異なり、職権主義に基づく審理指揮が行えることから、事件に応じた様々な工夫をすることにより最適な事件の解決に導くことができるものである。

また、特許庁における審理は口頭でも書面でも行うことができるので、口頭審理が行われたときであっても、書面で提出されたものは全て審判において有効に陳述されたことになる。

したがって、特許庁における口頭審理は、民事訴訟における口頭弁論とは異なり、書面で提出されたものを審判官の前で改めて口頭で陳述することが法律的

に意義をもつものではなく、審判長が審尋し、争点を整理することで、当事者の適切な主張立証を実現することに意義がある。

(改訂 H27. 2)